詐欺　宅建 H14-01-3 ≪#584≫

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bの詐欺によって、A所有の建物をCに売却する契約をした。Aは、詐欺に気が付いていたが、契約に基づき、異議を留めることなく所有権移転登記手続をし、代金を請求していた場合、詐欺による取消しをすることはできない。

【答え】 正しい

≪ポイント≫ 法定追認

追認をすることができる時以後に、**取り消すことができる行為**について次に掲げる事実があったときは、**追認をしたものとみなす。**ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

一　全部又は一部の**履行**

二　**履行の請求**（民法 125 条 1 号、2 号）